

# 埼玉県シラコバト長寿社会福祉基金事務取扱要綱

## (趣 旨)

第1条 この要綱は、埼玉県シラコバト長寿社会福祉基金条例（昭和52年条例第7号）に基づく埼玉県シラコバト長寿社会福祉基金（以下「基金」という。）の取扱い等に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (基金の造成)

第2条 基金は、一般会計繰出し金及び基金に係る寄附金（以下「寄附金」という。）をもって造成する。

## (寄附金の受入れ等)

第3条 寄附金の受入れは、別に定めるところにより、随時行うものとする。

2 福祉政策課長は、寄附金を受け入れたときは、別に定めるところにより、寄附者に対し礼状又は協力証を交付するものとする。

3 福祉政策課長は、様式1の寄附者名簿を備え、寄附金を受け入れた都度、所定の事項を整理しておくものとする。

## (基金への積立時期)

第4条 毎年度基金として積み立てる時期は、次のとおりとする。

- |              |         |
|--------------|---------|
| (1) 一般会計繰出し金 | 支出決定による |
| (2) 寄附金      | 3月      |
| (3) 運用益金     | 3月      |

## (寄附者の公表)

第5条 福祉政策課長は、寄附者についてその氏名又は団体名を、県ホームページその他適切な方法により、寄附者の了解を得て公表する。

## (感謝状の贈呈)

第6条 寄附者には、別に定めるところにより、知事感謝状を贈呈するものとする。

## (基金の積立金の執行)

第7条 基金の積立金の執行に係る事業及び金額は、毎年度の一般会計歳入歳出予算で定めるところによる。

(基金の広報等)

- 第8条 基金に関しては、彩の国だより、県ホームページ、その他適切な方法により随時広報を行い、広く県民の理解と協力を求めるものとする。
- 2 前項の広報等については、基金の略称を使用できるものとする。
  - 3 前項の略称については、「シラコバト基金」とする。

(庶務)

第9条 基金に関する庶務は、福祉政策課において処理する。

附 則

この要綱は、平成21年5月15日から施行する。

なお、要綱の制定により「埼玉県シラコバト長寿社会福祉基金事務取扱要領」(昭和59年3月30日施行)については廃止とし、事務取扱要領の規定に基づいていた事項については、要綱に置き換えるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年7月12日から施行する。

